

取引企業各社 御中

公益財団法人がん研究会
研究管理部 研究管理課

研究費の不正使用防止にかかる「誓約書」の提出について(依頼)

公益財団法人がん研究会では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日 文部科学大臣決定、令和3年2月1日改正)を踏まえ、研究費の不正使用を防止するための取り組みとして、すでに入札に参加されている企業の皆様から毎年度初めに「誓約書」を提出いただいております。また、新たに入札に参加される企業の皆様にも、初回参加時に「誓約書」の提出をお願いしております。

本趣旨をご理解いただき、下記の「誓約書」をご提出いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

※裏面に「公的研究費等事務取扱細則」の抜粋を掲載しておりますので、ご参照ください。

誓 約 書

当社(当法人)は、公益財団法人がん研究会(以下、「がん研究会」という。)との取引に当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

1. がん研究会が定めた公的研究費等事務取扱細則を遵守し、不正取引、不適切な契約等に関与しません。
2. がん研究会が公的研究費に関して実施する内部監査、その他の調査等において、取引帳簿等の閲覧、提出等の要請があった際は、それに協力します。
3. 不正が認められた場合は、取引停止等を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。
4. がん研究会職員(研究員、その他関連する者)から不正取引、不適切な契約等、不正行為に関与する疑いのある依頼等があった場合には、がん研究会 コンプライアンス室に連絡します。

年 月 日

公益財団法人がん研究会 理事長 殿

(住 所)

(社 名)

(代表者役職・氏名)

㊞

【公益財団法人がん研究会 公的研究費等事務取扱細則】より一部抜粋

第4条 各費目の処理手続

- 1) 物品費（設備備品費・消耗品費）に関する手続は以下の通りとする。
 - ①公的研究費支払行為書に見積書・納品書・請求書を揃えて支払依頼をする。
 - ②納品時は研究管理課と購入部署の両者の納品検収を受ける。

- 4) その他費目に関する手続は以下の通りとする。
 - ①その他費目の支払は、その支払い対象により、見積書、請求書、領収書等を揃え、支払依頼をする。
 - ③外注費に該当するかによらず、外注、業務委託等に係る支払は①に加え、契約書、仕様書、完了報告書を揃える。

- 5) 機器及び研究用品の購入、外注、業務委託等の調達手続
 - ①機器及び研究用品の購入、外注等の業務委託費はその契約額に応じて以下及び別表3の方法で発注する。
 1. 一契約額が50万円未満のものは研究室にて発注する。
 2. 一契約額が50万円以上のものは入札を実施し研究管理課にて発注する。

なお、入札を実施する場合は購入検討書を研究管理課に提出する。
 - ②機器及び研究用品の購入には以下の点に留意すること。
 1. 納品時は購入部署と研究管理課の納品検収を受けたのち受領するものとする。
 2. 機器の保守・点検等の特殊な役務に関する検収においては、作業完了報告書等へ検収印を押印するものとする。
 5. 配分機関の定めにより換金性の高い物品とされたもの、購入の時期、必要数について、説明が必要なものについては、購入理由書を研究管理課に提出する。
 6. 短期間に同一種類の物品を特段の理由なく複数回発注すること（分割発注）を行わないようにする。

別表2 購入金額と事務手続き

対象金額（1契約）	事務手続き	備考
50万円未満	原則として研究室で発注可能。	必要に応じて単価の適正価格を確認する。
50万円以上100万円未満	揭示入札にて購入先を決定する。	
100万円以上	公開入札により購入先を決定する。	購入金額が150万円以上の場合、購入先と契約を結ぶ。
備考	対象金額には、消費税を含むものとする。 入札を掛ける物品のカタログ価格表を添付すること。	

- 注 (1)専売品または専門性・独占性の高い役務においては、専売証明等を取るか、業者選定書（購入検討書）を作成し、事前に研究管理課に説明する。
- (2)研究管理課は(1)の事由が適当であると判断した場合、当該発注先と随意契約を実施する。

第5条 契約書の整備基準

- 1) 購入金額が150万円を超える場合
見積書、納品書、請求書を取り揃え、契約書を作成して整備するものとする。
 - 2) 購入金額が150万円以下の場合
見積書、納品書、請求書を整備するものとする。
- 但し、①見積書、納品書、請求書を取り揃えることが、困難な場合には省略することが出来るものとするが、当該する購入物品が領収書等で明確に特定できる場合に限る。
- ②購入金額が150万円以下の場合には契約書を省略できるが、購入物品を継続的、反復的に供給を特定業者に求める場合は、契約書に変えて「請書」を取り揃えるものとする。

※万一、不正な取引に関与された場合には、当会として取引停止等の必要な処分を行いますので、ご留意ください。